

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【公開番号】特開2019-31567(P2019-31567A)

【公開日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-008

【出願番号】特願2018-208003(P2018-208003)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	31/65	(2006.01)
A 6 1 K	31/663	(2006.01)
A 6 1 K	38/22	(2006.01)
A 6 1 K	38/29	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)
C 0 7 K	16/18	(2006.01)
C 1 2 N	15/13	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/395	Z N A D
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 K	31/65	
A 6 1 K	31/663	
A 6 1 K	38/22	
A 6 1 K	38/29	
A 6 1 K	39/395	Y
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	19/08	
C 0 7 K	16/18	
C 1 2 N	15/13	

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月7日(2019.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯槽骨の消失を患っている対象における歯槽骨の高さを増加させるための、抗スクレロスチン抗体を含む組成物であって、前記抗スクレロスチン抗体は、以下：

- a) 配列番号48、49および50のCDR配列ならびに配列番号45、46および47のCDR配列、
- b) 配列番号42、43および44のCDR配列ならびに配列番号39、40および41のCDR配列、
- c) 配列番号275、276および277のCDR配列ならびに配列番号287、288および289のCDR配列、
- d) 配列番号278、279および280のCDR配列ならびに配列番号290、291および292のCDR配列、
- e) 配列番号281、282および283のCDR配列ならびに配列番号293、294および295のCDR配列、

- f) 配列番号284、285および286のCDR配列ならびに配列番号296、297および298のCDR配列、
- g) 配列番号116、237および238のCDR配列ならびに配列番号266、267および268のCDR配列、または
- h) 配列番号242、243および244のCDR配列ならびに配列番号272、273および274のCDR配列を含む抗スクレロスチン抗体を交差妨害するかまたはそれにより交差妨害されるものであり、

ここで前記組成物中の前記抗スクレロスチン抗体が、配列番号2(DVSEYSCRELHFTR；配列番号1のアミノ酸51～64に対応する)、配列番号3(SAKPVTELVCSQCGPAR；配列番号1のアミノ酸73～90に対応する)、配列番号4(WWRPSGPDFRCIPDRYR；配列番号1のアミノ酸101～117に対応する)、および配列番号5(LVASCKCKRLTR；配列番号1のアミノ酸138～149に対応する)を含む配列番号1の一部領域に結合する、組成物。

【請求項2】

前記抗スクレロスチン抗体を約120から270mgまでの量で投与するための、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

週に2回投与するための、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記対象の病変歯肉部または病変歯周ポケットへ局所的に投与するための、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記抗スクレロスチン抗体の投与前にペリオスタッツ(Periostat)(登録商標)または化学修飾テトラサイクリン3(CMT3)からなる群より選択される標準ケア治療薬を投与することを含む治療方法において用いるための、請求項1～4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

副甲状腺ホルモン、テリバラチド、ビスホスホネート、RANKL抗体およびDKK1抗体からなる群より選択される第2骨強化治療薬を投与することを含む治療方法において用いるための、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

前記治療方法において、前記抗スクレロスチン抗体を用いる治療期間が終了した後に前記第2骨強化治療薬が投与される、請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

前記抗スクレロスチン抗体を投与することに加えて、歯槽骨の維持のために少なくとも12週間にわたって前記抗スクレロスチン抗体を投与することを含む治療方法において用いるための、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

前記抗スクレロスチン抗体が重鎖と軽鎖を含む免疫グロブリンである、請求項1または4に記載の組成物。